

5 監査第 2 6 6 号
令和 5 年 9 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	高 橋 正 浩
同	大 西 誠
同	高 田 健 司
同	松 下 行 吉

令和 4 年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審査の対象

令和4年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審査の方法

令和4年度愛媛県内部統制評価報告書（以下、評価報告書という。）の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審査結果及び意見

評価報告書について、上記により審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当と認められる。

なお、制度導入3年目であるにもかかわらず、リスク評価シートを全職員で共有していない所属や、発生した不備の報告を行っていない所属があるなど、当該制度の定着が十分でない面が見受けられた。

制度を適切に整備、運用し、今後、一層有効に機能させるため、職員への制度のさらなる周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時、的確なモニタリング等に取り組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備考

特段記載すべき事項はない。